

●香川県告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる町の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成24年1月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

丸亀市昭和町	丸亀市昭和町22の4、36の2の地先の公有水面埋立地
--------	----------------------------